

様式第五十の二（第48条第6項関係）

認定事業適応計画の（中間）実施状況の概要の公表

1. 認定の日付

令和4年1月28日

2. 認定事業適応事業者の名称

サントリープロダクツ株式会社

3. 認定事業適応計画の実施期間

開始時期：令和4年1月

終了時期：令和6年12月

4. 認定事業適応計画の実施状況

（1）事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

本計画では、温室効果ガス排出量削減に関して国際的にも動きが加速している中で、弊社においても2030年目標を掲げ、これまで以上に製品製造時のCO₂排出量を削減しながら付加価値向上と環境負荷低減を両立する活動に取り組んでいくこととしている。

令和4年度においては、木曾川工場で温水回収システムの改良を、宇治川工場で高効率ボイラーの導入を、高砂工場で高効率ボイラーの導入、製造ラインの能力増強、原料解凍倉庫の高効率な解凍システムの導入を実施した。また、期中より購入している電力量のすべてを再生可能エネルギー由来の電力量に切り替えることで、電力量使用に伴うCO₂排出量をゼロにした。

（2）生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

計画初年度である令和4年度は、

- ①木曾川工場において温水回収システムの改良を行い、炭素生産性が1.8%向上した。
- ②宇治川工場において高効率のボイラーシステムを導入し、炭素生産性が0.8%向上した。
- ③高砂工場において高効率ボイラーを導入し、炭素生産性が2.5%向上した。
- ④同工場において製造ラインの能力増強を行い、炭素生産性が2.1%向上した。
- ⑤同工場において原料解凍倉庫の高効率な解凍システムを導入し、炭素生産性が2.2%向上した。

なお、多摩川工場における高効率ボイラー導入については、一部資産の取得を行った。

また、期中において購入している電力量を再生可能エネルギー由来の電力に切り替えることによって消費電力に起因して発生するCO₂発生量を改善させた。

これにより我が社全体の炭素生産性は58.8%向上した。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

財務内容の健全性の向上指標については、令和4年度は経常収支比率が114.7%となった。

(4) 実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

令和4年度においては、親会社であるサントリー食品インターナショナル(株)からの借入により、事業適応計画に記載した資産の一部を取得し、炭素生産性が向上した。また、取得した資産に対し、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の適用を受けた。